

○後志広域連合議会事務局設置条例

平成19年 5 月31日
条例第 7 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第 2 項の規定に基づき、後志広域連合議会に事務局を置く。

(職員)

第 2 条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 書記

第 3 条 事務局職員は、広域連合職員のうちから議長が任免する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。